

3受文科初第1172号
令和4年3月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方自治体の長

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）への修学旅行等の実施について

民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）への修学旅行等の実施について、内閣官房アイヌ総合政策室をはじめとした関係省庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行等の実施に当たって、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

併せて、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせいただくようお願い申し上げます。

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局児童生徒課
03-5253-4111（内線：2389）

閣 副 第 1 9 8 号
国 北 総 第 9 1 号
3 文 庁 第 2 6 9 7 号
令 和 4 年 3 月 7 日

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳 殿

内閣官房アイヌ総合政策室長

小 原 昇 (公印省略)

国土交通省北海道局長 高 橋 季 承 (公印省略)

文化庁次長 杉 浦 久 弘 (公印省略)

民族共生象徴空間 (愛称:ウポポイ) への修学旅行等の実施について (依頼)

令和元年9月6日に閣議決定された「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)においては、「政府は、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関する取組に今後とも一層努める。」とされています。これに基づき、基本方針に定める「アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う」ための拠点として、令和2年7月12日、北海道白老町に民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ。以下「ウポポイ」という。)を設置したところです。

ウポポイの開業に当たっては、基本方針の趣旨に鑑み、令和元年10月31日付閣副第546号・国北総第70号・観産第660号・元文庁第1026号「民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ)への修学旅行等の実施について(依頼)」において、学校における遠足・修学旅行等へのウポポイの活用について学校等への情報提供への格段の御配慮をお願いしたところです。

また、令和2年度より順次実施されている新たな学習指導要領や同解説では、小学校、中学校、高等学校の社会科等において、アイヌの文化等に関する内容が盛り込まれております。加えて、学校においては、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて、人権教育の一環として、アイヌの人々に関する指導が行われているところです。

このような中で、令和3年3月12日には、日本テレビ放送網株式会社の番組において、アイヌの人々を傷つける非常に不適切な内容が放送される事案が発生したところです。政府としては、再発防止検討会においてこのような事態を再び起こさないための検討を行い、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、当該取組においては、アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間(ウポポイ)を活用した情報発信や国立アイヌ民族博物館を通じた啓発事業の一層の充実・強化を図ること等により、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進することとしております(各都道府県・指定都市教育委員会教育長等に対しては、別添の通り、文化庁より「アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた

再発防止に向けた取組について(通知)」（令和3年6月16日付け3文庁第605号）により通知）。

これらを踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進する上で、学校におけるアイヌに関する理解を深めるための取組は重要であると考えことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、学校における遠足・修学旅行等において「ウポポイ」が活用されるよう、各都道府県教育委員会等を通じ、改めて所管及び域内の市町村管下の学校等に「ウポポイ」に関する情報を提供していただきたく、格段の御配慮をお願いいたします。

※ 「民族共生象徴空間」とは、我が国の先住民族であるアイヌの歴史や文化の魅力に様々な角度から触れることができるアイヌ文化の復興・創造等の拠点であり、愛称「ウポポイ」はアイヌ語で「(おおぜいで)歌うこと」を意味しています。

(参考)

○ウポポイポータルサイト

<http://ainu-upopoy.jp/>

・【ウポポイ(民族共生象徴空間)とは】

国立アイヌ民族博物館

国立民族共生公園

<http://ainu-upopoy.jp/about/>

・【お知らせ】

<http://ainu-upopoy.jp/information/>

・【アクセス】

<https://ainu-upopoy.jp/access/>

・【教育関係者のみなさまへ】

<http://ainu-upopoy.jp/education/>

【問合せ先】

内閣官房アイヌ総合政策室 實重貴之

電話：03-3580-1785

(別添)

3文庁第605号
令和3年6月16日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文化庁次長
矢野和彦
(公印省略)

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた再発防止
に向けた取組について (通知)

日本テレビ放送網株式会社が令和3年3月12日に放送した放送番組内において、アイヌの人々に対する不適切な差別的表現が使用される事案がありました。

令和元年5月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第4条では「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されております。

政府としては、本事案を踏まえ、別紙に示すとおり、内閣官房を中心に総務省、法務省、国土交通省、文化庁が参加した再発防止検討会において、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、今後この取組を着実に実施して行くこととしております。

つきましては、政府としての取組を御理解の上、関連する施策の充実、教職員向けの研修の実施等に取り組んでいただくよう周知方よろしくお願いいたします。

併せて、域内の市区町村教育委員会に対しても、お知らせいただくようお願い申し上げます。

なお、本件については、別途内閣官房アイヌ総合政策室長より各都道府県知事宛て文書(令和3年6月14日付け閣副第912号、別添参照)を發出しております。

(本件担当)
企画調整課 内村、小笠原
電話：03-5253-4785

閣 副 第 9 1 2 号

令和3年6月14日

都道府県知事 殿

内閣官房アイヌ総合政策室長

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた
再発防止に向けた取組について

日本テレビ放送網株式会社が令和3年3月12日に放送した番組内において、アイヌの人々に対する不適切な差別的表現が使用される事案がありました。

令和元年5月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第4条では「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されております。

政府としては、本事案を踏まえ、別紙に示すとおり、再発防止に向けた取組を取りまとめたところであり、今後この取組を着実に実施していくこととしております。

貴都道府県におかれましても、政府としての取組を御理解の上、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等に取り組んでいただくようお願いいたします。

併せて、貴都道府県内の市町村に対して、本件通知の内容を周知いただきますようお願いいたします。

（本件担当）

内閣官房アイヌ総合政策室

さねしげ たかやしき
実重、高屋敷

電話：03-3580-1785

アイヌの人々に対する不適切な放送事案を踏まえた
再発防止に向けた取組について

内閣官房
総務省
法務省
国土交通省
文化庁

1 経緯等

- ・令和3年3月12日に放送された日本テレビ放送網株式会社（以下「日本テレビ」という。）の番組「スッキリ」において、アイヌの人々を傷つける非常に不適切な内容が放送された。
- ・令和元年5月にアイヌの人々に対する差別禁止の規定を設けた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下「アイヌ施策推進法」という。）が施行され、また、令和2年7月に北海道白老町に民族共生象徴空間（ウポポイ）が開業し、アイヌの人々に対する国民の認知度が高まってきた中でこのような事案が発生したことは極めて遺憾であり、政府・民間一体となって再発防止のための取組を推進していくことが重要である。
- ・政府としては、直ちに担当部局から日本テレビに対し厳重に抗議するとともに、内閣官房を中心に総務省、法務省、国土交通省、文化庁が参加した再発防止検討会で、このような事態を再び起こさないための対策の検討を行い、以下のとおり再発防止に向けた取組を取りまとめた。併せて、従来から各省が実施してきたアイヌ関連施策についても再点検し、適切な見直し等を行い、国民理解の促進に取り組んでいくこととする。
- ・これらの再発防止に向けた取組については、再発防止検討会等において各方面における実施状況を継続的に検証することで実効性を高めるとともに、必要に応じ追加的な措置を講じていくものとする。

2 再発防止に向けた取組

(1) 日本テレビにおける取組

- ・日本テレビにおいては、令和3年3月18日に会長が、3月22日に社長が定例記者会見で謝罪した後、3月31日には担当取締役から公益社団法人北海道アイヌ協会三役（理事長、副理事長、常務理事）に対して謝罪し、番組制作部門とコンプライアンス部門が連携して取り組む再発防止対策を説明するとともに、全社一体となって、実施可能なものから順次実施していること

ろ。また、6月6日には、社長が公益社団法人北海道アイヌ協会総会で経緯を説明し、謝罪を行った。

- ・なお、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する第三者機関である放送倫理・番組向上機構（以下「BPO」という。）は、4月9日に日本テレビの不適切な放送内容が放送倫理に違反する疑いがあるとして本件を審議することを自主的に決めた。また、公益社団法人北海道アイヌ協会も4月12日に、BPOに対し、本件を日本テレビへの対応及び放送業界全体に係る課題として審議するよう、文書で申入れたところ。今後、BPOにより調査が行われた上で、その結果が日本テレビに通知され、公表される予定である。
- ・今後の日本テレビの再発防止対策の実施状況については、再発防止検討会等において、日本テレビから報告を受けるなど、その実施状況を把握するとともに、必要に応じ内閣官房、総務省、法務省、その他関係省庁が適切な対応を行う。

(2) 放送業界への対応

- ・総務省及び関係省庁から一般社団法人日本民間放送連盟及び日本放送協会（NHK）に対し、差別や人権侵害を防止する必要性について改めて理解し配慮するよう要請する。また、その後の実施状況について適切に把握する。

(3) アイヌ関連施策の充実・強化等

- ・法務省による人権啓発活動等の一層の充実・強化を図る。例えば、法務省主催の国家公務員向け研修において、アイヌの人々に対する差別をテーマとして取り上げ、更なる理解の促進を図るほか、アイヌの人々に関する人権相談について、関係機関間の緊密な連携等相談対応の充実を図る。
- ・差別の背景にある貧困や生活格差の是正に向けて、これまでも生活向上対策事業を実施してきているところであるが、改めてその実施状況を点検し必要な措置を講じる。
- ・国土交通省及び文化庁において、アイヌ文化の復興・創造等の拠点である民族共生象徴空間（ウポポイ）を活用した情報発信や国立アイヌ民族博物館を通じた啓発事業の一層の充実・強化を図ること等により、アイヌの人々の歴史、文化について国民の理解を促進する。例えば、博物館と学校をインターネット回線でつなぎリアルタイムで質問等に答える遠隔授業の実施や博物館を活用した教員向けの研修機会の提供などの取組の拡充、児童生徒のアイヌに関する学習の理解を深めるために効果的な副教材の作成等を行う。

(別紙)

令和3年6月10日

- ・これらの再発防止に向けた取組については、内閣官房及び関係省庁を通じ、全国の地方公共団体、教育委員会等に対して周知を図るとともに、関連する施策の充実、職員向けの研修の実施等、必要な取組を求めるものとする。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉えた情報発信等

- ・アイヌ施策推進法の目的であるすべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、国際的な注目度の高い東京オリンピック・パラリンピックの機会を捉え、アイヌ舞踊をはじめとして、木彫、刺繍などの世界的にも認められた卓越したアイヌ文化やアイヌの歴史等について、国内外に積極的に情報発信する。

以 上